

「保険法」の施行について（平成22年4月1日）

これまで保険契約に関する基本的なルールは、明治時代に制定された「商法」の中に規定されていましたが、約100年間実質的な改正がなされておらず、現在の社会情勢にあった適切な内容や表記にする必要がありました。

そこで、保険契約に関する基本的なルールが全面的に見直され、「商法」から独立した「保険法」が新たに制定されました。

保険法の概要

- 商法の保険契約に関する規定は、営利保険・相互保険を対象とするものであり、共済契約に関する契約ルールを定めた法律はなかったので、共済を保険法の適用範囲としました。
- 商法には保険給付の履行期に関する規定はないので、適正な保険金の支払に必要な調査のための合理的な期間が経過したときから保険者は履行遅滞の責任を負担する旨の規定が新設されました。
- 保険金額が保険の目的物の価格を超える部分の規定が新設されました。

主な改正点

1. 共済金給付の履行期について

○当組合では、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日として30業務執行日以内に、組合が共済金を支払うために必要な事項の確認を終え、共済金を支払うものとしてします。

○特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日を起算日として次のいずれかの日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれに定める日数のうち最も多い日数とします。）が経過する日までに共済金を支払うものとしてします。

- (1) 警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日
- (2) 専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- (3) 災害救助法が適用された災害の被災地域における調査 60日
- (4) 日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

2. 複数の契約がある場合について

○当組合が支払うこととなる共済金の額と他の契約等によりすでに支払われた共済金（および保険金）の合計額が、契約の目的の再取得価額を超える場合、その超過した部分は支払われません。

詳しくは、下記までお問い合わせください。